防官文第１６２７１号
平成２８年９月１５日

行政文書不開示決定通知書

河村　雅美　殿

防衛大臣

平成２８年８月１０日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

１　不開示決定した行政文書の名称
「２０１３年1月１日以降、防衛省と米軍間で交わした琉球・奄美の世界自然遺産登録に関する文書すべて（電子メール等電磁的記録も含む）」に係る行政文書

２　不開示とした理由
本件開示請求については、該当する行政文書の作成及び保有を確認することができなかったことから、文書不存在につき不開示としました。

＊　この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは申立てをすることができません。
この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過したときは提起することができません。

＊　開示請求受付日：平成２８年８月１６日
補　正　期　間：なし。
開 示 決 定 日：平成２８年９月１４日

請求受付番号：２０１６．８．１６-本本Ｂ６４３